

事務事業名 学校教育等法律アドバイザー事業

政策:05 生涯を通じて人と人とがふれあい共に学びあえるまちづくり

施策:01 学校教育の充実

部名:教育部

課名:学校教育課

基本事業:99 施策の総合推進

計画年度	平成21年度	～	年度	事業区分	継続	会計区分	普通会計	
1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）				2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
市内幼稚園・小・中学校				平成21年度 4月 ○事業の趣旨・具体的な実施方法等について幼・小・中学校に説明を行った。 ○弁護士との委託契約の締結した。 ○事業開始 22年3月 ○幼・小・中学校に相談等に関する調査を行った。				
3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）								
園・学校に対する要望、苦情、訴訟等に対して法的にも適正な対処ができることにより、本来業務である子どもたちへの指導・支援を十分に行うことができた。								
4 活動指標・成果指標・事業費の推移								
区分	指標名称			単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値
活動指標	園・学校からの法律相談（含む研修会）件数			件	10	7	35	50
活動指標								
成果指標	法律相談等をした園・学校の満足度（アンケート）			%	100	80	85	95
成果指標								
事業費				千円	132	263	263	
うち一般財源				千円	132	263	263	
5 目的妥当性								
○ 法定受託事業である（根拠法令→） ● 妥当である ○ 妥当性が低い				園・学校が外部からの要求、苦情や訴訟等の問題に費やす時間を解消できることは、子どもたちに十分な指導・支援が行えることにつながり、ひいては教育の充実・推進が図られる。				
6 上位の基本事業への貢献度								
○ 貢献度大きい（理由→） ○ 貢献度ふつう（理由→） ○ 貢献度小さい（理由→） ● 基礎的事務事業				園・学校が外部からの要求、苦情や訴訟等の問題に費やす時間を解消できることは、子どもたちに十分な指導・支援が行えることにつながり、ひいては教育の充実・推進が図られる。				
7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討								
○ 対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる ● 対象や意図の見直しはできない ○ その他				教育現場における法的な内容を含んだ問題を解決するためには、教育問題に精通した法律の専門家に素早く相談できる体制が必要である。弁護士との契約については、いつでも相談できることが重要であり、年間委託とすることが望ましいと考える。				
8 有効性（成果状況）								
○ あがっている ● どちらかといえばあがっている ○ あがっていない				研修会と個々の相談で計7回の活用があった。研修会では、これまでの事例をもとに対応の仕方について学習し、個々の相談では、具体的に素早く対応することが出来た。教育現場では、いつでも相談できる体制づくりが必要あり、素早い対応が望まれるため、重要であると考えられる。				
9 有効性（成果向上余地）								
○ 成果向上余地・大 ● 成果向上余地・中 ○ 成果向上余地・小・無し								
10 事業の再編成								
○ 類似の事業があり、再編成できる ● 類似の事業はあるが、再編成できない ○ 類似の事業はない				訴訟となった場合は市の顧問弁護士が担当となると考えられるが、訴訟まで発展しないようにすることが重要である。また、園・学校が事前に法的な知識を身につけることにより、苦情等の初期対応が円滑に進むものと考えられる。				
11 効率性（コスト削減の方法）								
○ ある ● ない				通常、弁護士への相談費用は、1時間10000円程度である。年間委託とすれば、相談件数が増加しても予算以上の効果が上がるものと考えられる。				